平成２１年（フ）第４１４号
岡山県玉野市和田２丁目20番14号
債務者　井戸口ミサヲ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１５号
岡山県玉野市和田２丁目20番14号
債務者　井戸口秀一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５３号
岡山県倉敷市児島下の町４丁目９番62号、前住所岡山県倉敷市児島小川町4009番地１
債務者　髙橋　一男
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６９号
岡山市南区浜野３丁目14番11号　グレートベアＢ棟102号
債務者　和田　武志
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７０号
岡山市南区浜野３丁目14番11号　グレートベアＢ棟102号
債務者　和田　麗子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７２号
岡山県瀬戸内市長船町土師1131番地４、前住所岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍2791番地６
債務者　出射　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５号
愛媛県大洲市柴甲15番地の１
債務者　窪　　康志
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後３時
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第１２０号
静岡県富士市大野新田747番地の146、住民票上の前住所静岡県富士宮市山宮961番地の６
債務者　栗田　史恵（旧姓清）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２５７号
神奈川県座間市南栗原１丁目10番25号
債務者　伊藤　　覚（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２８０号
神奈川県相模原市上鶴間本町９丁目９番６号ルミエール朝倉102
債務者　宮古　勝行
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１４８号
山口県下松市美里町３丁目11番21号、前住所山口県下松市楠木町２丁目３番３号
債務者　原　　朋子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１４５号
長崎県佐世保市日宇町364番地15
債務者　瀬戸口京子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
長崎県佐世保市広田３丁目19番３号　ロイヤルヴィレッジ六番館201
債務者　松尾　洋子（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
長崎県佐世保市大宮町９番18号
債務者　吉村　明美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
長崎県東彼杵郡川棚町城山町38番地11、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町百津郷468番地
債務者　山陰　峰夫
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
長崎県佐世保市松川町４番６号、旧住所長崎県佐世保市山県町２番20号　３－Ｃ号
債務者　川崎こと　川嵜紀代子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係